



## 《会計・税務の知識》 消費税の改正点と軽減税率の導入

### はじめに

消費税率10%への引き上げは、当初平成27年10月1日からの予定でしたが、平成29年4月1日に延長され、さらに、平成31年10月1日に再延長されました。くわえて延長される可能性もゼロではありません。消費税は全国民の消費に対して課されている税金ですので、注目度はとても高いのではないのでしょうか。そこで今回は、消費税法の改正点や軽減税率についてまとめました。

### 1. 国境を越えた電子通信利用役務の提供の内外判定基準の見直し

国外事業者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供（特定仕入れ）に係る消費税の内外判定基準（課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準）について見直しが行われました。電子通信利用役務の提供とは、インターネット等を介して行われる著作物（電子書籍や音楽配信など）の役務の提供をいいます。

平成29年1月1日以後に行う特定仕入れについて適用されます。

特定仕入れを行う事業者	改正前の判定基準 (本店所在地等により判定)	改正後の判定基準 (取引実態により判定)
国内事業者	特定仕入れを行った事業者の住所又は居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	国内事業者が <u>国外事業所等</u> で受ける特定仕入れのうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等のみ要するものである場合は、 <u>国外取引</u>
国外事業者		国外事業者が <u>恒久的施設</u> で受ける特定仕入れのうち、国内において行う資産の譲渡等のみ要するものである場合は、 <u>国内取引</u>

(国税庁：消費税法改正のお知らせ)

### 2. 輸出物品販売場制度の見直し

平成28年5月1日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されますが、金又は白金の地金の免税対象物品の除外は、平成28年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

#### ①免税販売の対象となる購入下限額の引下げ

免税対象物品の区分	改正前	改正後
一般物品（家電、バッグ、衣料品等）	1万円超	5千円以上
消耗品（飲食物品、医療品、化粧品その他の消耗品）	5千円超	5千円以上

(国税庁：消費税法改正のお知らせ)

#### ②免税販売手続の簡素化

非居住者が輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際、当該物品に係る運送契約を締結し、契約書の写しの提出及び旅券等の提示を行い、当該物品を運送事業者へ引き渡して海外へ直送する場合には、購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略することができることとされました。

③商店街の地区等に所在する大規模小売店内の販売場に係る特例  
改正前は商店街・ショッピングセンター等について、それぞれ異なる販売場として免税手続きカウンターを設置する必要がありました。改正により同一の販売場として免税手続きカウンターの許可を受けることができるようになりました。

### 3. 軽減税率制度の導入

平成31年10月1日より、消費税率が10%へ引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

#### ①消費税率及び地方消費税率

	現行	平成31年1月1日	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%
合計	8.0%	10.0%	8.0%

(国税庁：消費税法改正のお知らせ)

#### ②軽減税率の対象となる品目

飲食物品…食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、一定の一体資産（おもちゃ付菓子など）を含みます。外食やケータリングは対象外。新聞…定期購読契約が締結された新聞のうち、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの。

#### おわりに

消費税率引き上げ時より、インボイス制度が導入され、請求書等に適用税率ごとに金額を集計することとなります（免税事業者にも適用）。新たなレジ等の設備購入や事務手続きが煩雑になりますので注意が必要です。（担当：佐藤裕）